

旧呉昭和高等学校内多目的広場等の利用に関する取扱要綱

呉市スポーツ振興課

(趣旨)

第1条 この要綱は、広島県から呉市が無償で借り受けた旧呉昭和高等学校内多目的広場等（以下「広場等」という。）を住民が利用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(利用の範囲)

第2条 広場等は、体育・スポーツ・レクリエーション及び健康で文化的な行事のために利用するものとし、次の表の左欄に掲げる広場等の区分に応じ、それぞれの同表の右欄に掲げる用途に利用することができるものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めた場合は、この限りでない。

広場等の区分	利用可能な用途
多目的広場	ソフトボール（ゴム）、軟式野球、グラウンドゴルフ、サッカー等
テニスコート A, B, C, D, E（5面）	硬式テニス、ソフトテニス等

(利用期間及び時間)

第3条 広場等を利用できる期間及び時間は、次のとおりとする。ただし、必要によりこれらを変更することができる。

- (1) 利用期間 1月4日から12月28日まで
- (2) 利用時間 午前8時30分から午後7時まで

(利用手続)

第4条 広場等を利用しようとする者は、旧呉昭和高等学校内多目的広場等利用申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を市長に提出し、その承諾を得るものとする。

2 前項の規定による利用申込は、利用しようとする日の属する月の前月の初日から受け付けるものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めた場合は、この限りでない。

3 市長は、第1項の承諾をしたときは、旧呉昭和高等学校内多目的広場等利用承諾書（様式第2号）を当該申込者に対して交付する。

4 広場等の利用の承諾を得た者（以下「利用者」という。）は、広場等の利用について係員の指示に従うものとする。

(利用料)

第5条 利用料は、無料とする。

(利用承諾の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広場等の利用を承諾しな

い。

- (1) 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある利用をしようとするとき。
- (2) 当該利用により、附帯設備等を滅失し、又は損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 火気の使用又は臭気、騒音等を発生させる利用をする場合であって、これに対する対策が十分でなく、他の利用者や市民に危険が及ぶおそれがあると認められるとき。
- (4) 営利を図る目的で利用するおそれがあると認められるとき。
- (5) 申込書の記載事項に虚偽があると認められるとき。
- (6) その他広場等の管理上支障があると認められるとき。

(原状回復の義務)

第7条 利用者は、広場等の利用を終了したとき又はその利用を中止したときは、備付けの器具・物品を原状に回復しなければならない。

(賠償責任)

第8条 利用者は、当該利用により広場等を滅失し、又は損傷したときは、不可抗力による場合を除くほか、その損害を賠償しなければならない。

(事故等の責任)

第9条 広場等の管理に明らかな瑕疵がある場合を除き、当該利用中に生じた事故等の責任は、全て当該利用者にあるものとする。

(担当部署)

第10条 広場等の管理及び利用承諾に係る事務は、スポーツ振興課で行うものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、広場等の利用に関して必要な事項は、文化スポーツ部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年7月4日から実施する。

旧呉昭和高等学校内多目的広場等利用承諾書

令和 年 月 日

申込者 団体名
 代表者氏名 様
 住 所
 電話番号 ()
 メールアドレス

呉市長

次のとおり施設利用を承諾します。

利用種目	ソフトボール ソフトテニス 軟式野球 その他 (グラウンドゴルフ サッカー 硬式テニス)						
利用目的 (大会名等)							
月	日	コート	利用時間	人数	利用施設名	鍵の受取時間	備考
			～			:	
			～			:	
			～			:	
			～			:	
			～			:	
			～			:	
			～			:	
			～			:	
			～			:	
			～			:	
			～			:	
			～			:	
利用責任者	住 所 氏 名 電話番号 () -						

備 考